

県と専門工事業団体連絡協議会との意見交換会議事録（令和2年度）

1 日 時 令和2年11月9日（月） 10時00分～

2 場 所 県庁 第二庁舎 4階 第32会議室

3 出席者

・鳥取県 （6名）

| | | | | |
|-----|-----|------|-----|-----|
| 総務部 | 営繕課 | 課長 | 隠 樹 | 正 人 |
| | | 参事 | 下 田 | 悟 |
| | | 課長補佐 | 岩 村 | 英 明 |
| | | 課長補佐 | 松 田 | 秀 和 |
| | | 課長補佐 | 神 谷 | 朋 之 |
| | | 課長補佐 | 堀 | 雅 貴 |

・専門工事業三団体

[鳥取県電業協会] （5名）

| | | |
|------------|-----|-----|
| 会長（三団体会長） | 岡 本 | 安 量 |
| 副会長（東部支部長） | 山 本 | 淳 |
| 副会長（中部支部長） | 寺 地 | 建 |
| 副会長（西部支部長） | 濱 田 | 修 |
| 事務局長 | 太田垣 | 順 |

[鳥取県管工事業協会] （5名）

| | | |
|------------|-----|-----|
| 会長 | 荒 川 | 恵 |
| 副会長（東部支部長） | 古 川 | 純 一 |
| 副会長（中部支部長） | 中 村 | 博 之 |
| 副会長（西部支部長） | 林 | 善 博 |
| 事務局長 | 中 島 | 睦 郎 |

[鳥取県造園建設業協会] （3名）

| | | |
|-----|-----|-----|
| 会長 | 西 谷 | 勝 之 |
| 副会長 | 谷 尾 | 壽 嗣 |
| 副会長 | 門 脇 | 敏 夫 |

4 内 容

（1）挨拶

[三団体] 岡本会長 本日はお忙しいなか、またコロナ禍のなか出席していただきありがとうございます。この度の意見交換会におきましては、我々専門工事業団体は、三団体ということで3本の矢を1本の矢にして協力してきました。皆様の忌憚のない意見をいただ

くことを期待しています。

〔県〕 隠樹課長

日頃から県の営繕工事ではお世話になっています。意見交換会が新型コロナウイルスの感染拡大のために開催できませんでしたが、先月末から管工事業協会、若手現場担当者等と意見交換会を実施し、働き方改革、電子化とか様々な意見をいただいています。本日はよろしくお願ひします。

(2) 意見交換

【概要】

専門工事業三団体が事前に提出された「意見、要望」について県側と意見交換を行った。

結論が出ないもの、最終決着しなかったものも有るが、要点のみ記載した。

(1) PPP/PFI 事業における建設業法の適用について

建設業法においては、不当に低い価格や指値での発注を禁止や適正な法定福利費の計上をはじめとした様々な施策によって、建設業の健全な発展や工事の適正な施工の確保が推進されています。

一方で PPP/PFI 事業における建設工事や建設後の施設管理において、そうした適正な契約の実態が不透明化し、重層下請・一括下請・不当な低廉価格での指値発注などが潜在化して横行することにより中小の専門工事業者は経営基盤が弱体化し、ひいては産業全体の衰退に拍車をかけるのではないかと危惧します。指定管理者制度を含む PPP/PFI 事業についても建設業法の諸制度が適用され、そこで働く労働者の雇用を確保し、労働環境改善や人材の確保育成につながるような制度となるよう要望します。

(県) PPP/PFI 事業は、民間の創意工夫を持って事業を提言かつサービスの向上を図ることを目的として、県では10億円以上について PFI を実施するかどうかの検討会を行い、PFI で実施したほうがよいと思われる事業について計画を進めている。

今のところ西部総合事務所が最初に対象となったが、米子市体育館については委員会で今後 PFI も含めて検討することとなっている。

ご質問は建設業法が適用されるかどうかという話かと思うが、不当に低い請負代金や下請代金の支払いの禁止については、適材に法適用がなされるべきと考えている。そのなかでグループ内での費用の節減を図ってもらうことになるが、下請として地元が参加される場合、最終的には維持メンテナンスの面で県としてもありがたい。

PFI の制度がそういうところを目的としているので、SPC に参加される事業者間や、下請けとして参加される場合も様々な面でご協

力をいただきたい。

県としては特に建設業法の遵守について仕様に記載するのではなく、当然遵守されているものと考えているので、そのことについてご意見をいただきたい。

(三団体) PPP/PFI は法律で決められた制度で、大都市には向いているがマイナスメリットというか地方においては事情が違うところもあると思う。地域の事情を勘案した鳥取県オリジナルな仕組みの整備をお願いしたい。

専門工事業では公共工事が一括発注であった頃は収益が下請けにはなかなか配分されなかった。現在は分離発注となり改善されてきたが PPP/PFI の発注は以前の一括発注と似ている。SPC になれる事業者は、ある程度の規模実績が必要であることを考えるとコンサルティングする会社が地元にないため、参加できる会社は全国レベルになってしまい地元は参画できない。だからといってそのままではいつまでたっても専門工事業の発展はない。

協力業者としての参画をと言われるが、結局下請けに甘んじてしまうのが現状である。地元企業が協力会社として参画してもしっかりと守られる仕組みを明確に示してほしい。

(県) 各業界においてグループの中で地元企業がそれぞれ加点するようになっていけば納得されるのだろうが、自由競争原理を働かせるためそこまで縛ってはいない。

決められる立場ではないが、PFIでの発注はまだ1件目だが、そういう意見があるということが今後実施していく事業に反映されていけばよいと思っている。

(2) 専門工事下請け再発注時の条件設定について

建築工事・土木工事として発注される大型工事では、多くの専門工種が含まれていますが、そのうち我々3団体の工種（管・電気・造園）については分離発注をお願いしてきております。

ただし、分離発注がなされず下請け工事となることがあります。よほど小規模かつ短期間の下請け工事であれば、専門的な品質管理・工程管理・安全管理等の施工管理が必要になります。

分離発注されなかった専門工事については、元請が下請けに再発注する場合の専門工事業者について、現行の「県内業者」の指定だけでなく、「発注する事務所管内に本店を置く専門工事業者」とし、さらに専門工事の規模に応じて下請け可能な専門工事業者の格付け等級を指定していただくようお願いいたします。

(県) 基本的には分離分割発注方針があつて、電気・管は建築工事において直接工事費の1/20以上もしくは直接工事費が300万円を超える場合、造園は土木・建築工事において請負対象設計金額100万円以上となる場合は基本的には分離発注としている。

同方針のなかに適切施工のためやむを得ない場合はこの限りではないという条項がある

下請契約等適正指針のなかで下請の条件が定められていて基本的に県内業者という制限しかしていない。

下請けに対して管内の縛りとかランクの縛りはそれ相応の理由がないとなかなか難しいと思っている。

たとえば管内以外に本店を置く下請けを使うとか客観的な理由、格付けがなぜ必要かという理由が明確にならないと難しい。

元請けが施工能力や地域性を度外視して下請けを選定しているのか疑問があり、それ以上のルールをつけるのは理由がつかないので難しいと考えている。

正直にお聞きしたいが、建築が一括発注で地域を無視して下請けに出すことが多いのかわからない。下請け報告では電気や管に出す場合に工事の内容に見合ったところに契約されているとみているが、管内やランク外の業者を下請けに出したり、管工事で土木業者が入っていたとか、県工事のなかに起こっているとは認識していない。実際どうなのか。

(三団体) 今までこうしたことが横行していたというか今後こうしたことが予想されるのでこういう方針にしてほしいということで提出した。

(県) 建築も品質の確保は考えると思うし、今後利益だけで物事が進むようなことがあれば別だが、今のところ考えていない。

(三団体) 管工事では近年多忙な時期があり、管工事の中で捌ききれないと判断されて、希望に添った公共発注に対して対応できず最終的に建築工事に含まれて施工されることがあった。現実にそういった形で完成している物件はあり、本来は分離発注で受けたいが工事のタイミングとか主任技術者の配置とかいうようなことで対応できないので建築に含まれてもということになると、建築から要請があれば1件だけの話ではなくなり結果として社員に無理を強いることになる。

働き方や長時間労働に抵触するようでは経営の立場として困るのでそのあたりを考慮してほしい。

(県) 空調工事ではお世話になったが、これは特殊な事例であり国のほうから無理強いされたもの。今後国からこういう話があるようなことがあればもの申したい。

県として分離発注のルールは守っていると思うが例外はあるか。

(協会) それはないと思う。

(県) 先ほども言ったように下請けの格付けや地域指定は考えていないが、格付けや地域指定をしたことで付き合っている業者にデメリットが生じることはないか。

(協会) 管工事では比較的Aクラスでは少ないがAとBの差を感じた現場はある。来年から国交省が内装・塗装・水道施設等の格付けをつけるという話があるが大丈夫か心配だ。都会は業者数が多いから格付けは必要かもしれないが鳥取県はコンパクトで状況がわかるので必要ないと思う。

言われるように諸刃の刃の面もあるのでもう一度話し合ってみたい。

(3) 電子契約の導入について

国土交通省発注の工事については現在、工事受注者が従来の紙の契約書による契約と電子契約による契約とを選択できるようになっています。この電子契約システムは契約書そのものだけでなく、現場代理人通知書、契約工程表、下請負通知書などの契約関係書類の登録、提出もできる仕組みになっており、業務効率化、書類保管コストの削減、また、印紙税が不要になるなどのメリットがあります。

既にご検討中のことかもしれませんが、県工事においてもぜひ電子契約の導入に向けた検討、検証を進めていただきたく思います。また、導入される場合にはシステム運用に向けてどのような予定、計画で進めていかれるのか適宜、情報をいただければと思います。

(県) 電子県庁を進めている県の情報政策課に聞いた結果を交えて話をすると、電子県庁の推進、ハンコの廃止等いろいろな検討が始まっているが、プロジェクトチームとワーキンググループを立ち上げて仕分けを進めているところである。

ご質問の電子契約システムについては仕分けに入ってくると思うがまだはっきりとはしていない。情報が入ったら業界に向けてお知らせする。

ただし電子認証となるのでシステムの的に大がかりになる。すぐにということにはならないと思う。電業協会の工事担当者や管工事業協会との意見交換会でも書類の簡素化という形で進めていくと言ったが、電子契約についてはまだまだという段階である。

質問だが電子契約の場合印紙税はかからないのか？

(三団体) 意見要望のあった社に聞いてみると、印紙が工事金額によって高くなるので間違いないとのことである。

(県) 本当に印紙税がかからないのか理解できなかった。今後勉強しながら実現できるように情報政策課に話をしたい。

(三団体) 印紙税について電子契約自体は不要だが、契約に関わる書面を保持していて完全なペーパーレスにはならないので、手間は減るとは思うが印紙税は発生すると思う。

(県) 県では何年も前から電子決裁を実施していて承認経緯が情報共有できてフラット化が進んでいる。役所は電子化が進んできている状況だが民間の動きはどうか。

(三団体) 今のところ進んでいない。システム化が必要と思っている。

電子契約の話ではないが、この前の電業協会担当者の意見交換会において現場内の書類のシステム化についての議論があり、県のほうから「このソフトを使いなさいということは言えないので、業者側から持ち上げてください」と言われたことを聞いているが、そうすると現場で統一が出来ないと思う。この取り組み方についてはこれから全体での協議事項となるのか。

(県) 国交省では8つのソフトが認められているようだが、ご承知のように県では指定が出来ない。もし指定をしようとするれば入札にかけなければならないが、そこまでやるかというのがあって県では検討していない。

一つの現場のなかで、複数のソフトではなくたとえば建築等の1社が採用したソフトに統一して現場のメンバーが情報共有してはどうか。そのほうがメリットはあると思う。

(三団体) 過去の同種事例として建築CADシステムがある。これが出た時は何十社もソフトがあったが、どこのメーカーを使おうがこれが出来ればよいというものを行政が示すべきではないかと思う。

(県) そういうことを検討させていただきたい。県内では土木工事や電業でも使っている事例があるので県の様式に対応できるものを考えていきたい。

(三団体) システムは仕事が簡素化されるためのものであり、テキスト的なものを貼り付けるのではなく、入力されたデータのリンクを貼ることができるソフトが出ないと効率化にはならないと思う。

(県) これからリンク化された機能を持つソフトが出てくると思う。

(協会) どんどん変わっていくのでどこのメーカーがいいとは言えない。基本的なところをクリアしたものを使ってくださいというところで選ぶしかない。どれだけ楽をしたいか、価格面はどうかというところが判断材料になると思う。

(4) 改正品確法「新・全国統一指標」について

令和2年5月、品確法の改正に伴う公共工事の発注関係事務に関する「新・全国統一指標」の決定がなされました。国土交通省では、その指標の新たな設定方針として①～②を必修項目とし、③～⑤を努力項目と定めています。

- ① 施工時期の平準化
- ② 適正な工期設定（週休2日対象工事の設定）
- ③ ICTを活用した生産性の向上
- ④ 総合評価落札方式の改善
- ⑤ 工事中の施行状況の確認

- ・①に関しては、以前にも同様の協議をお願いしていますが、4月～6月施行の工事は閑散とし、年度末近くは施行が集中し超過労働が多く発生します。この状況に関して、どのように対策されていますか。
- ・②と⑤に関しては、国土交通省より本年8月「営繕工事における各工程の適正な施行期間の確保」と云う事で、後工程（内装工事、設備工事、舗装工事等）にしわ寄せを生じさせないように配慮し、工期確保とその確認を指示しています。
また、コロナ禍の対策として三密を防ぐ為、過密な工程を回避し適切な工期を設定する事は、今後の重要な課題と考えます。その点に於いて、週休2日工事（現場閉所）の推進も有効ではないでしょうか。ご意見をお聞かせ下さい。
- ・③に関しては、県に於いて工事関係書類の電子化を検討されて居りますが、現在の進捗と今後の展開を知らせて下さい。
- ・④に関しては、現在、コロナ禍に於いて資材・労務・経費の何れも逼迫する状況となっています。今後の受注環境に於いても、減少・悪化が予想され中、適切な利潤が達成される様、入札制度の改善をお願いします。

①について

- （県） 前年度設計による早期発注や複数年度に亘る工事発注により平準化に努めていて今後も継続していく予定である。また発注時期については各発注案件について適宜各協会に相談させていただきたい。
- （三団体） 鳥取県は中国ブロックで工事発注の平準化が一番進んでいると思うが、出来れば発注時期ではなく施工時期を平準化させていただきたい。発注案件は一つであっても建築・設備諸々の工事で全て違うものと考えていただきたい。
- （県） それは現状では難しいと思う。
- （三団体） 県工事に関わっている工事業者がどうピークが当たるのか、そこがクリアされていれば少々重なっても問題ないと思う。
公共だけでなく民間、欲を言えば市町村も視野に入れて考えていただければ平準化は進むと思う。
- （県） なかなかハードルが高い問題である。業界全体を見てどういう山が来るのかは、どういう工事を受注するか、民間の手持ちの工事量でも違ってくる。個々に対して実施できれば理想的だが難しい。
県としては現在実施している前年度設計などをしっかりやらせていただき平準化に寄与していきたい。

②⑤について

(県) 適正な工期設定及び工事中の施工状況の確認については、今年度営繕部局で週休2日モデル工事を行っていて、それらの課題や対策等について各団体等からの提案を踏まえながら今後の展開等を図りたいと思っている。

コロナ感染防止対策については、密を防ぐための工期の延長に必要な理由があれば、監督員に申し出ていただければ工期延期及び経費の増額変更を行ってもらえるようにしている。これについては、別添資料の文中の下線部分で示すとおり、受注者から工事の一時中止の希望がある場合は一時中止措置と請負代金の変更を行うことを文書で通知している。

(三団体) 後工程に関しては今まで何度も言っているが、よく言うのは最後の試運転期間が取れないので徹夜でしなければならないのかという話になってしまう。やはり、当初の設計工期ではあるのだろうが、工程の進捗遅れで試運転期間が狭められてしまう。この規模では何日間取りなさいというような考え方を前向きに出してもらいたいのか。

(県) 午後に開催する電業協会との意見交換会でも同様のご意見をいただいている。県としては週休2日もそうだし試運転調整期間や建築の仕上げ後でないと設備が入れない等を考慮しながら設計時に概略工程表を作成して工期を確保するようにしていて、それと同じものを建築にも提示しているが、なぜか建築が工期を目一杯取ってしまうことが多いので、工事監理者と相互に調整しながら進めていかなければならないと思う。臨機応変に対応することも必要かもしれない。

(三団体) もう一つお聞きしたいが、工期を短縮する契約はあるのか。

(県) それはない。

(協会) いくら早く完成しても工期は目一杯取るということか。

(県) 早く完成したら工期がきてなくても検査引き渡しをすればよい。

工期短縮の契約をすると経費が少なくなる可能性がある。

(三団体) 早く工事が終われば、結果として高い能力で施工したことになる。

(県) 早く終われば工事成績もよくなるし、次の現場に入れるのではないか。

(三団体) そういう面はあるかもしれないが、この工事に対するメリット感はない。

県営住宅の工事でどんどん工程が短縮された現場があったが、確かに工事点数は上がったが経費が削減されたかどうかは何ともいえない。逆に工期が適正だったかという疑問はある。

(県) この議論は元請けもそうだが、下請けに強いプレッシャーがかかるという心配もあり相反するところがあると思う。

(三団体) 確かにリスクはあるが、結果としてではなくこうすることで短くできたということが大事だと思う。

それからコロナに関してはあまりに慎重になりすぎている面があるのではないか。こうなったからという後追いの費用ではなくこういう事があるかもしれないからこうするというような業者まかせではなく発注者側の考えも示してほしい。

- (県) コロナが発生して工事中止等で費用は出る。
経費負担の協議についてはケースバイケースで考えなければならぬ。全く関連のない状況でただ単に予防は難しいのではないか。
困った事案があれば監督員に相談してほしい。

- (三団体) 先ほどの工期の件だが、大山警察署が基礎工事の関係で2か月工事が止まった。設計監理者が建築と話をして2週間工期が延期されたが設備には何の相談もなかった。

分離発注でも一括発注でも下請けに負担が回ってくるので、関係者全員を集めて変更の話をしないと、これからの改革が成し遂げられないのではないか。

- (県) 言われるとおりである。
年度末の工事でこれ以上延期すると年度をまたがってしまうためやむを得なかったということのようだが、反省事例として引き継いでいきたい。
今後も同様のことが起こる。基礎工事の段階で設備の監理担当も交えて情報共有すべきだったと思う。

③について

- (県) ICTを活用した生産性の向上についての質問に関連して、書類の簡素化については、平成30年から各業界、工事検査課と協議を重ねたうえで進めていて、第3弾として今年度から工事情報共有システムの運用を開始している。第1弾、第2弾については書類の社印の不要化、電子メールの届け出受理、工事写真の省略と簡素化を進めてきている。新しい情報として工事情報公開システムの実績が少ないこともあり、来年度から250万円以上の工事に対象を拡大するので積極的な利用をお願いしたい。

補足だが先日建築士事務所協会との意見交換会において工事監理での使用結果について聞いたところ、メリットとしては遠距離での工事監理に便利、書類の雛形が使い易い、システムの現場クラウドが使い易かった、デメリットとしては施工者が慣れるのに時間を要した、年代によって導入意欲が異なり若い人は早く慣れて、年配者は意欲に欠ける面があったが、トータル的には良かったという意見であったため、対象を拡大するので利用をお願いしたい。

お聞きしたいが、情報公開システムを造園工事でも利用しているのか？

(三団体) 造園はそれほど大きな工事はないのでほとんど利用してないと思うが、一昨年前から土木は導入していて便利だから使っているという話を聞いている。

④について

(県) 総合評価落札方式の改善についてだが、ご質問のコロナ禍の対策経費、適切な利潤については先程説明した通知で実施したい。入札制度については県土整備部と協議しながら進めていきたい。

(三団体) 受注後であれば十分活用できるが、入札前のこれから工事に参加する段階において経費をみるのかとか、意見をまとめ切れてないので、コロナ禍でも適切な利潤が得られるようよろしくお願ひしたい。

(県) 国の資料をみると、低価格入札や最低制限価格は改善すべき事項となっているが、入札制度の改善については実施に努めると書いてあり具体的な国の方針が出ていない。今後どうやっていくか県土整備部と協議しながら考えさせていただき、業界と話をしていきたい。

(3) 県からの情報提供

(県) 工事中に新型コロナウイルスの感染者が出たら工事成績に影響するかという質問が管工事業協会との意見交換会であったが、工事検査課からはペナルティは一切無いという回答だった。質問は熱中症対策で暑くてマスクを外して感染した場合ペナルティになるかという内容だったが、杓子定規に答えると熱中症対策で工事が伸びれば配慮するが、安全管理の対策としては設定してないのでペナルティは考えないという検査課の回答である。

(協会) たとえば現場代理人がコロナ感染で入院して、代理の者が入ったことで工期延期となった場合は、具体的なことが立証できれば不問にするということか。

(県) 工期延期する場合は発注者が対応する。延期理由がコロナに起因することであれば、工事検査で減点や営業停止はない。

コロナ感染が発生した時点で工事中止となるので一切ペナルティは生じない。工事中止した期間(2週間程度)の経費は見させていただく。

(協会) 感染者が出た場合、接触者のPCR検査の費用は出るのか。

(県) 濃厚接触者は当然無償となるが、それ以外の任意の検査は有償となる。

閉会の挨拶

(岡本会長) 本日はありがとうございました。これからの未来の建設業を見据えた意見交換になったと思います。各業種で内容が少し変わるので、よく加味してよりよい環境を作っていただきたいです。

以上